

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する  
取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

[事業番号 50]

制度利用促進の中核となる機関の設置

1 事業内容

国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」は、練馬区における成年後見制度推進機関として、相談・支援や周知・啓発等を行っています。今後は、国が定める「中核機関」の運営主体として、相談員を増員し、利用支援を強化します。また、地域連携ネットワークの構築等の機能を充実し、区は「ほっとサポートねりま」の運営を支援します。

2 令和4年度取組（見込み）

・ 中核機関の運営

令和2年度から区がほっとサポートねりまへ運営を委託し、成年後見制度の利用や権利擁護全般に係る相談受付、支援を行っている。

成年後見に関する相談件数 1,743 件（令和4年12月末現在）

・ 成年後見制度利用促進協議会開催

中核機関運営についての進捗状況の確認、成年後見検討支援会議の報告、市民後見人や法人後見の受任ケースの検討や報告により、情報共有を図った。

実施回数 5回

[事業番号 51]

地域で連携して支えるネットワークの構築

1 事業内容

区では、「ほっとサポートねりま」が中心となって、弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センターなどの専門職や関係機関が参加する、「成年後見ねりま地域ネットワーク会議」を開催し、関係者のネットワークづくりを進めています。

更に身近な地域で関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、中核機関が中心となって、福祉事務所等の圏域毎に検討支援会議を開

催し、対象者を適切な制度の利用につなげたり、一人ひとりに合わせた後見人候補者のマッチングなどを行います。

## 2 令和4年度の実施（見込み）

- ・ ねりま成年後見ネットワーク連絡会の実施（2回実施）  
区関係部署、地域包括支援センター、専門職、当事者団体等が広く参加し中核機関の取組みや区の成年後見に関する状況の報告、各地域や団体が抱えている事案について情報共有をし、ネットワークの充実を図った。

実施回数 2回

- ・ 検討支援会議の実施  
区関係部署、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、専門職が参加し、申立支援や後見人候補者の検討や今後の支援策などについて検討・意見交換を行った。また、高齢者支援だけでなく、精神障害などに係る事例や複合的な課題のある世帯も増加しており、適切な支援につなげるため地域連携の強化を図った。

実施回数 12回（東・西圏域各6回）

---

[事業番号 52]

## 成年後見制度の周知・啓発

---

### 1 事業内容

「ほっとサポートねりま」では、成年後見制度の周知・啓発や制度の利用を支援するため、啓発パンフレットの発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施など、相談活動を充実します。

また、ねりま区報や練馬区社会福祉協議会のホームページで、制度や事業の内容を周知し、相談窓口につながりやすくします。

また、区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を受講することにより、対応力の向上を図ります。

### 2 令和4年度の実施（見込み）

- ・ 区報やパンフレット、ホームページ等を活用した情報提供
- ・ 関係者向け勉強会の継続実施  
地域包括支援センターや民生・児童委員向けに市民後見人養成研修を公開し、地域の相談機能向上を図った。受講者数を拡大するため、実施方法や周知方法を工夫していく。

実施回数 10回

- ・ 区民向け講演会の充実  
成年後見制度に関わる NPO 法人や各関係機関と連携し、制度説明会や講演会を行った。  
実施回数 1 回

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する  
取組項目 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

---

[事業番号 53]

社協等による法人後見の実施

---

1 事業内容

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、練馬区社会福祉協議会において、新たに法人後見を開始します。

また、「ほっとサポートねりま」が、成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内NPO法人（特定非営利活動法人）等と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて、当該法人の活動を支援します。

2 令和4年度取組（見込み）

・ 法人後見事業の実施

関係機関との連携および法人後見業務マニュアルの改訂を行い、受任調整や後見業務が円滑に行えるよう取り組んだ。また、市民後見人が安心して後見業務を行えるよう、社協が後見監督人となり支援した。

法人後見受任件数 4件

法人後見監督人受任件数 8件

・ NPO法人との懇談会の実施

社協と区内で活動するNPO法人2団体との懇談会を開催し、各団体の取組状況や課題を共有し情報交換を行った。

実施回数 2回

---

[事業番号 54]

市民後見人の養成と支援

---

1 事業内容

区は、「ほっとサポートねりま」と協働して、後見業務を担う意欲のある区民が市民後見人として活動できるよう、養成研修を実施します。養成研修の実施にあたっては、受講しやすいカリキュラムや実務研修を取り入れるなどの工夫をし、研修内容を充実します。

区民が市民後見人として受任した後は、後見業務をバックアップするため、「ほっとサポートねりま」が後見監督業務を担います。

## 2 令和4年度の取組（見込み）

- 市民後見人養成研修の実施

市民後見人入門研修、基礎研修および応用研修を行い、受任に向けた実践的な学びができるよう実施した。市民後見人懇談会を開催して活動報告や情報交換などを行い、安心して後見活動を行えるよう取り組んだ。

- 市民後見人周知のためのリーフレット発行

成年後見制度や市民後見人の周知を図るため、リーフレットを発行した。

- 受任の推進

専門職団体と連携・調整により、リレー方式による市民後見人の受任の推進を図った。

[事業番号 55]

## 親族後見人等の支援

### 1 事業内容

親族の方が円滑に制度を利用できるよう、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」や地域包括支援センターで、成年後見制度の利用相談や申立ての支援を行います。

また、親族後見人への支援として、個別相談や情報紙「ねりま後見人ネットだより」の発行などを行い、後見人受任後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

### 2 令和4年度の取組（見込み）

- 「ねりま後見人ネットだより」発行の継続（年2回発行）

区内で親族の後見人等になっている方や後見人等になる予定の方々へのサポートとして、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する情報をまとめ、後見業務役立てられるよう「ねりま後見人ネットだより」を発行した。親族後見人への周知を図るため、区関係機関、東京家庭裁判所での配布を行った。



(令和4年9月発行分)

- ・ 親族後見人等に対する支援の継続

親族後見人が安心して後見業務を行えるよう、相談支援や書類作成支援を行った。また、市民後見人養成研修の一部を公開した。

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する  
取組項目 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

---

[事業番号 56]

---

地域福祉権利擁護事業等の実施

---

1 事業内容

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。

一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うため、圏域毎の検討支援会議や地域ケア会議などにより、関係機関の連携を更に進めます。また、利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行するなど、より適切な支援につなげます。

このほか、成年後見制度の利用に至る前の支援策として、高齢や障害、病気などにより、財産の保管や日常的な金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施します。

2 令和4年度取組（見込み）

・ 関係機関との連携強化

区関係部署や地域包括支援センターのほか、ケアマネージャーや病院関係者等からの相談を受け、制度利用についての検討を行い支援につなげた。

利用者数 地域福祉権利擁護事業 155人

財産保全・手続き代行サービス 30人

・ 地域住民や団体等への周知普及

利用者、地域住民や自治会等と連携し、事業説明会や勉強会、相談会の開催や講師派遣を行った。

実施回数 13回

---

## 生前の安否確認と死後の費用補償

---

### 1 事業内容

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、見守り事業や配食サービスと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

また、高齢者自身の将来不安および高齢者が賃貸住宅に入居する時の貸主の不安を解消するため、区内に在住する身寄りのない高齢者に対して、葬儀および家財処分に係る生前契約に要する費用の一部を補助する事業を充実します。

### 2 令和4年度の取組（見込み）

- ・ 高齢者在宅生活あんしん事業を継続

委託事業者と連携し、受付窓口である地域包括支援センター25か所の全てに、従来配置していた固定型の通報機に加えてモバイル型通報機の見本を配置し、より分かり易く事業について説明できるよう取り組んだ。

登録者数 2,165人（令和4年12月末現在）

- ・ 生前準備の啓発方法を検討

令和4年10月2日、練馬終活協働チーム主催、高齢施策担当部後援による「ねりま終活フェスタ」を開催した。同フェスタでは、終活を面白く分かりやすく紹介する落語を実施し、また、エンディングノートの書き方や相続などの相談コーナーを設けた結果、終活に関して広く周知を行うことができた（当日来場者数 約150名）。

また、4年度は、区と関係団体の間で、今後の終活に関する相談体制について協議を重ねている。

※葬儀・家財処分生前契約費用補助は、令和2年度に事業を終了した。